第１２期第２回石狩・後志地区海面利用協議会

日　時：令和６年３月１２日　13 時 00 分から
場　所：北海道立総合研究機構　水産研究本部
中央水産試験場３階　中会議室

事務局 （西田）	定刻となりましたので、只今から第１２期第２回石狩・後志地区海面利用協議会を開催いたします。 開催にあたり、北海道後志総合振興局産業振興部水産課　岩田課長から御挨拶申し上げます。
岩田課長	第１２期第２回石狩後志地区海面利用協議会の開催にあたり、 石狩・後志両振興局を代表しまして、御挨拶申し上げます。 各委員の皆様におかれましては、 年度末と何かとお忙しい中、本協議会ご出席いただき、 心より感謝申し上げます。 さて、当協議会は、 石狩・後志地区の海面における漁業と海洋性ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝとの 円滑な調整を図ることを目的に、平成６年度に設置され、 第１２期は令和４年度から令和６年度の３カ年となっております。 これまでの協議会では、 「漁業者と遊漁者の相互理解の推進」を目的として、 サクラマスの資源保護のため、親魚の確保対策や、 後志管内で実施している、さくらます船釣りライセンス制を中心に協議して参りました。 本日の議題は、これまで同様に、サクラマスの親魚確保対策、 さくらます船釣りライセンス制 並びに、北海道海面利用協議会で議題となりました ① クロマグロの遊漁の規制について ② 遊漁船業の適正化に関する法律の改正について ③ シラスウナギについて も議題とさせて頂いております。 今後も漁業者と遊漁者の相互理解をさらに進めるためには、 当協議会の果たす役割が、より一層重要であると考えておりますので、

	委員の皆様からの忌憚のないご意見をお願いしまして、 簡単ではございますが開会の挨拶といたします。
事務局 （西田）	第１２期委員として就任していただいている方々をご紹介させていただきます。 各委員の方々におかれましては、簡単な自己紹介も併せてお願いいたします。 □　漁業者代表　　たなか　　まこと様でございます。 □　漁業者代表　　さとう　　まさき様でございます。 □　海洋性ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ代表　みなかみ　まさひろ様でございます。 □　海洋性ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ代表　かどの　　あきら様でございます。 □　学識経験者代表　たき　せいいちろう　様でございます。 （欠席委員） なお、本日ご都合により欠席となっておりますが、 遊漁関係者代表として、のべ　まさき　様 公益代表として、なら　さとし　様 が委員に就任していただいておりますのでご報告いたします。 委員の皆様、よろしくお願いします。 次に関係機関からの出席者をご紹介させていただきます。 □　石狩・後志海区漁業調整委員会　林事務局長でございます。 □　北海道石狩振興局産業振興部水産課　吉田係長でございます。 □　同じく北海道石狩振興局産業振興部水産課　小畑専門主任でございます。 最後に事務局の紹介をさせていただきます。先程挨拶いたしました □　北海道後志総合振興局産業振興部水産課　岩田課長でございます。 □　同じく北海道後志総合振興局産業振興部水産課　竹嶋係長でございます。 □　そして、私が北海道後志総合振興局産業振興部水産課　西田　と申します。 よろしくお願いいたします。 それでは、第２回の協議会を始めさせていただきます。 石狩・後志地区海面利用協議会規約　第４（２）に基づき、 当振興局岩田課長が座長を務めさせていただきます。 ご協力の程よろしくお願いします。
岩田課長	それでは、次第に従い議事を進めさせていただきます。

	（１）サクラマス親魚確保対策について 事務局から説明願います。
事務局 （西田）	資料１－１をご覧ください。後志管内のサクラマスの漁獲量の推移を見ますと、平成３年から平成 10 年までは、100 トン台から 200 トン台と幅はあるものの、漁獲量は比較的高水準で推移してきましたが、平成 10 年の 245 トンをピークに減少傾向となり、過去最低だった平成 29 年以降、近年は回復傾向にありますが、過去の水準と比べると現状はまだ低位な状況となっています。 また、近年、日本海の主力魚種だったスケトウダラやスルメイカなどの漁獲不振が続いている中、サクラマスは春先における重要な漁業資源であり、今後より一層の資源造成を図っていくことが求められています。 続いては、資料１－２をご覧ください。資料１－１のサクラマス資源確保のため、令和３年度・４年度に河口規制の新設・期間の延長を行っておりますのでお知らせいたします。 なお、いずれの河口規制も令和７年度までとなっております。 資料１－３については、直近、令和４年度に新設・期間の延長を行っている河川についての親魚捕獲実績及び周知・啓発活動実績についてとなっております。 なお、古宇川については捕獲日程を立てておりましたが、増水等で捕獲ができなかったため実績が「０尾」となっております。 説明は以上となります。
岩田課長	ただいま事務局からご説明いたしました内容について、ご質問などございますでしょうか。
佐藤委員	何年も前から親魚確保の絡みで話している。事務局方の役所の人たちは何年か経ったらみんなメンバー入れ替わる。過去の会議の流れを引き継いでいるとは思うが。 今、積丹半島にある珊内川は、親魚確保のために去年から禁漁かけていましたよね。
西田	そうですね。令和４年度から。
佐藤委員	ヤマベの稚魚（スモルト）を放流している。それを６月１日とかそれくらいにずらせないのか。何年も前から提案しているが、全然そういう動きが出来るのか出来ないのか。なぜ出来ないのか。そういう理由も全然聞こえてこない。そういう動きをしてくれているのか。現場で見ている意見として、６月１日からは道内の河川は、ヤマベが解禁になり、ヤマベ釣りが好きな人たちは川に入りますよね。当然、珊内川もその中の一つ。６月１日夜中から来て川の側で待機して夜明けとともにみんなやっている。 まだ放したばかりのヤマベを、１００尾採った、５０尾採ったと喜んでいる。それはいいが、ヤマベを放流している川なのであればせめて２週間ぐらいずらせば、なん

	ぼかでも海に降りられる。そういうことも出来ないのか、なぜ出来ないのか。ずっと言っているがそれに対しての返答が全然ない。角野さん、前にも言っていますよね。この話ね。
角野委員	思い出しました。
佐藤委員	道としてできないのか。後志のこの地区でできないのか。やるには何かを変えなければいけないのか。何らかの理由があると思うが、それに対してたまたまコロナでこういう会議もなかったため、返答は何ももらってない。今ここで結論だせといっても出ないとは思うが、何年も前から言っていることだから。
岩田課長	先ほど事務局の方からも、説明しました新たに増殖河川に対する河口規制という話も、浜の方から親魚捕獲の数が足りないということで計画を見直ししてそれに対応した河川を規制して欲しいと。加えて申しますと、孵化場の方で病気が発生してしまった。ここの河川でいくと尻別川だとか大きな河川で全てをまかないきれればいいのですが、病気がその河川で発生してしまったもので。リスク分散という意味合いもあり広範囲に河口規制を敷かせていただいたが、これも道が規制する北海道漁業調整規則自体を変えるとういのはなかなか厳しく、我々現地サイドでできる海区委員会の委員会指示ということで規制をかけさせていただいています。そこの部分についてはある程度実績を積んで、北海道漁業調整規則までもっていくべきものなのか、はたまた委員会指示で効果が発揮されるようなものであればそのまましていくというような、判断も。今の規制は令和７年までなので令和６年にはそう言った検討を進めて行かなければいけないという話です。今、佐藤委員から話のありました、北海道漁業調整規則自体の変更というのをこれまでの流れでいくと、難しいのかなと。まずその前段として、委員会指示かなにかで規制を敷いたうえで、将来的には、見直ししていくという話になっていくのかな。ただ、珊内川だけではなくて、他の河川も。
佐藤委員	放流している河川は皆同じ。たまたまそれは、後志に私がいるからそこが一番目に付きそこを突いているが、全道的には同じ。
岩田課長	そうだと思います。少なくともこの後志管内若しくは檜山管内等々広範囲に規制と言いますが、時期の見直しが必要という話になるのであれば、まずは地元として委員会指示の検討などをして、そこで規制をかけて実績を踏まえたうえで北海道漁業調整規則の変更に繋げていくという話になろうかと思いますけども。今言われた珊内川での話は代表的な話であって、他の管内だとか、後志管内での他の河川だとか、時期の見直しが必要だという判断になるのであれば、それは道に変更なりを。まず変更の前に何かしらの措置ができないかという話を伝えていただいて、検討の方を進めていきたいなという風には考えております。
佐藤委員	それにまた少し突っ込む形になるが、前任者からそういう話って文書に残っているはずだが、それをもとに振興局としては動いてくれていたのか。一番は、こういう会議を開いていても現場の声として「こういうこともあるし、こういうことやった方が

	いいのではないか。」と言っておきながら、声を吸収しておきながら何も動かない。そこがおかしいと言っている。何のためにこの会議を開いているのか。それは話を引き継いでいるのか、申し送りもしているのか、それを我々はわかりません。だから、その後の仕事を、後任者の人たちが目を通して、これは検討余地だよね。という形でどんどん変わっていっても、申し送りなっているのか。実際どうですか。
岩田課長	正直申しますと、メンバー変わった際は多分申し送りが出来ていないと思います。
佐藤委員	それだと、ここで声あらげて何やっているんだってなるでしょ。
岩田課長	そんなうるかす話でもないので、こう言った話あればすぐに話を当然本庁に議事録を作って話も伝えますし、特に規制に関しての部分についてはすぐ検討し、こういう話があったけど他の組合はどうなのかということを調べて対応を進めていきたいなと思っております。
佐藤委員	全道の海面利用協議会。今年は、日にちを勘違いして出られなかったが、過去にも同じような話を全道の中でしているはず。全道をとりまとめているのは水産林務部でしょ。少なからずそういう話は聞いていると思うが。それに紐付けする訳ではないけれども、さっきも言ったように何年も前から同じような話をしている。石狩後志海面利用協議会の中で。それが本庁に上がってないのか。
岩田課長	結果としては、上がっていたと思うのですが、それに対する動きというのがなかったのだと思う。
佐藤委員	せめてそういう意見が出て、何だかのアクションを起こすなり、次回の会議では、やったけど今こういう段階ですとか。俗にいう「報連相（ほうれんそう）」のそれが何もないではせっかく出席している他の人たちに対して。過去の質問を忘れてここに来ている訳ではない。事務局の方は、何年かで立場変わっていなくなる人もいるし、部署異動でいなくなっている人もいるかもしれないけど、それはそちらの都合であって。
岩田課長	議題も同じ内容が続いていますから、当然、前年に出された意見だとかに関しては、次回開催時には何かしらの今の検討状況だったり、動きだったり。そう言ったところをちゃんと説明できるように、考えていきますのでよろしく願いします。
佐藤委員	ありがとうございます。今のお言葉で一歩進みました。過去の返答からみると。今まではその言葉はありませんでしたから。次回の時にはなんだかの返答という言葉すらなかった。
岩田課長	その他ご意見ありますでしょうか。
佐藤委員	もう一つ、令和５年の親魚の捕獲実績のことだが。古宇川は、目標１００尾で実績が０尾なのは、天候・増水とか。インディアン水車みたいなウライみたいな形で親魚捕獲しているのか。
岩田課長	人が入って、川の中で地引網なのでそのやり方自体も結構大変みたいです。
佐藤委員	それはもうちょっと何か考えた方がいいのではないか。今時の時代。魚だって尻尾

	ついているから人の気配見たらすぐその場からいなくなる。でも、採られなかった分だけは一応川の上流には上っているのだよね。元々かなりの数上る川だから。古宇川だとか野束川だとかその辺はね。珊内川もそうだけど。珊内川は魚道がついているけど、昔ほど魚上っている気配はない。積丹川もそうだけどね。わかりました。ありがとうございます。
岩田課長	他にご意見ございますでしょうか。 なければ、 （２）「後志管内さくらます船釣りライセンス制について」に入りたいと思います。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局 （西田）	さくらます船釣りライセンス制は、さくらます資源の保護と適切な漁場利用の調整を図るため、石狩後志海区漁業調整委員会の指示のもと海域を指定し、ライセンスを受けた者に限り釣りができる制度として実施しており、今年で 19 年目を迎えます。 今年の実施期間は、令和６年３月１日から令和６年５月 15 日までで、 遊漁船業者・プレジャーボート所有者でさくらますを目的とした船釣りをする場合、船舶ごとにライセンスの取得が必要です。釣り人にあっては、船舶でさくらますを目的とした船釣りをする場合、ライセンス取得船に乗船する必要があります。 （資料２－２をご覧ください。） 資料２－２は昨年の後志管内さくらます船釣りライセンス制の釣果結果報告概要です。 ライセンス承認数は、平成 27 年まで減少傾向でしたが、近年は年々増加傾向にあり、令和５年については、承認数は２９３件と過去５年で２番目に多い承認数となっております。 海域ごとでは、例年、神恵内村と積丹町での釣果が大部分を占め、令和５年は両町で総釣獲尾数の９割以上を占める３，１２８尾の釣獲がありました。管内全体の釣果尾数は３，２６８尾で令和４年の４，２４９尾を下回る結果（前年対比７７％）となりました。 釣行人数は、令和４年と比べ旬ごとに増減はあるものの、釣行人数は２，９７８人で令和４年の３，３８１人を下回る結果（前年対比８８％）となりました。 旬別の１人当たり釣果尾数は、３月に 0.71～1.61 尾と例年と比べて低調で、シーズン中・後半においても釣果が伸びず、シーズン全体の１人当たりの釣果尾数は、1.10

	尾（前年対比８７％）でした。 釣果報告の提出状況は、承認者数２９３件に対し２８７件の報告があり、提出率は９８％でした。 （資料２－３をご覧ください。） 資料２－３は昨年の後志管内さくらます船釣りライセンスのパトロール結果です。例年、ライセンス制の遵守状況について振興局と石狩後志海区漁業調整委員会でパトロールを行っており、昨年は釣果が多く見られる積丹町、神恵内村を中心に計５回実施しました。 パトロールでは、陸上で帰港した船舶からライセンスの承認の有無や、章旗の掲揚状況等の確認を行うとともに、釣果情報の収集や、啓発用パンフレットの配布等を行いました。 パトロールの結果、船舶の出航も多く見られましたが、ライセンス未承認船や定数超過者などの違反者は確認されませんでした。今後も引続き、ライセンス制の周知と運営に理解を得るため、啓発に努めて参ります。 説明は以上となります。
岩田課長	ただいま、事務局から説明しました「後志管内さくらます船釣りライセンス制について」、質問、ご意見などございますでしょうか。
佐藤委員	それではまた私からいいでしょうか。 サクラマスのライセンス制について、これは結構釣り船とかそういうところとかに張ってありますよね。これは言葉がまずい。どんな船で魚釣りにでようが、サクラマスは釣れるときは釣れる。だからサクラマスを目的としたというような書き方をすると、言葉悪いですけども、ゴムボートは「いやいや、ホッケ狙っているから。カレイ狙っているから。」という逃げの言葉ができる。たとえゴムボートだろうがＰＢだろうが沖にでてこの時期に釣る人はライセンスを取得して出てくださいくらいのこと言わないと。サクラマスの協議会、これに絡めた話で協議会の運営費用どうなっていますかということも聞きたい。ほぼほぼ赤字に近いだけの数字、年々も前で。サケマス孵化事業の方に、この集まったライセンスのお金からいくらか渡してはいるけども微々たる金額だよね。経費は、旗作ったりなんだかんだしている。漁業者も年と共に１人減り、２人減り各地区減っているでしょうし、その代わりＰＢとかが逆に増えている傾向にある。増えている部分も少しでもそっちの方に、ライセンスを取ってもらえる

	形の動きをしないと。協議会の事務局が今担ってくれている仕事をできなくなるし、旗作って終わりになってしまう。経費がチャラになってしまう。さっきも言ったが、「サクラマスを目的とした」と表示している。カレイ・ホッケを狙っていますからと。そういう人に限って最近は自然浜だとか海岸線の使っていないような斜路からゴムボートを下ろしていたり、そういうことの規制も全然されていないし、周知もされていない。その辺のことも何年も前から言っているが全然変わったような啓発活動が見えない。いかがなものかと。現状いつもどおりに考えているのか、どうなのかお伺いしたい。 　ちなみに積丹町は何年も前に、この場で、この時は積丹町の水産課も来ていたのかな。積丹町でＰＢの上げ下ろしの許可を出すときに、「この期間はサクラマスのライセンスを取らないと許可出しません。」ということをして許可を出しているはず。今も多分同じ流れだと思う。積丹町の上げ下ろし許可をもらっている人たちはライセンスをほぼほぼ取っているはず。さっきもいったようにゴムボートだとかそういう人たちは、自然浜だとか勝手に下ろせますからね。そういう人たちが、お客を乗せている船だとかＰＢとかそういった船が集まっているところに、ほんとに言葉悪いかもしれないけど、木っ端みたいな船で、寄ってきて危ない。そういうことも見受けられるし。なにかいい啓発の仕方を考えたらいかがでしょうか。
岩田課長	他の地区の方からも、サクラマスに限定したライセンス制ではなくて釣り船自体、遊漁者事態に対して全面規制だ。というような強硬な意見もございますけども、一応、このライセンス制を導入するにあたっては、遊漁者だとかそういった方々の理解というものを得られないとなかなかその仕組みとしてはやっていけない。サクラマスにつきましては少なからずとも人工ふ化放流事業で資源が維持されているところもありまして、その人工ふ化放流というのは漁業者であったり、そういった増殖団体が抽出した金で作られた資源だからライセンス制を敷きますよという話で構築されている。 　カレイだとか、他の人工孵化放流によらないそういった資源に対して規制をかけるというような話になると、なかなか遊漁者の方々から理解が得られないのかなという風には思っております。ただ、サクラマスを目的としただとかそういった強調するような表現はなるだけしないような工夫が必要なのかなと思います。 　港の利用に当たってはライセンス制を取得したものに限るだとかということは、これは港を管理する側の判断にはよりますけれどもこれもなかなか難しいのかなという風に思って思ってはいます。このライセンス制の許可をとりなさいよということについては、一応「ゴムボートでも船外機付き、要は、船舶検査がいらないような手こぎボートだとかそういったものについては除外しますけれども、それ以外の船舶についてはライセンス制をとってください。」いうことで制度設計していますので、まずはそういう対象となる人間に対しては広く周知してサクラマス採る際にはライセンスをとってくださいというのは引き続き啓発活動をしていきたいなと思います。

佐藤委員	意外とゴムボートの人たちは確信犯。２馬力でも２馬力以上でも。
岩田課長	別な会議ではあるのですが、海区漁業調整委員会でもたまに話題として、ライセンス制敷く時には海区漁業調整委員会に諮問しまして、答申を得なければいけない部分にはなっているのですが、そのときにも各委員からこう言ったようなご意見いただいております。
佐藤委員	この間の札幌の遊漁船業法の改訂に係る件で会議があった。そこに行って来たが、うちらの地区だけではないなという話は現場では聞こえてきましたよ。国交省の人間も来ていたし、そのときには水産庁の人間も来ていたけれども。なんとかせえよと。特に２馬力。話が横に飛ぶかもしれないが、たとえエンジンが小さくても免許普通はいるだろと。たとえ原付でも免許なければ乗れないんだから。
岩田課長	海区の全国組織がございますけれどもこの問題というのはここだけではなくて全国的な課題といいますか、問題にもなっているようでして。
佐藤委員	人が死なないと国は動かないのかな。
岩田課長	国交省と水産庁だとかそういったところに対しては海区委員の代表者が直接赴いてそこについては毎年要請している状況ではあるが、今のところ変わった動きはないなと。
佐藤委員	後から来る遊漁船の適正化に関する法律の改正に関してというのは、こないだもこれにも絡めて出ていましたよ。知床のKAZUⅠ死亡事故があったから適正化だろと。二馬力も人が死なないと動かないのか。そういう我々捉え方みたいなところもある。私は兼業で遊漁もやっているけれども国が今押し進めようとしている話、ちょっと横飛びしますけれども救命いかだつけさせるような話をしていますけれども、たかだか５トン未満の船だとか５トンちょっとの船にあのでかい救命いかだをどこに着けるのか。そのつける設備もないし、金も掛かる。その中で、「ちなみにいくらするんだ。値段は。」と言ったが、国交省の人だったかな、答えてはくれませんでした。横から突っ込みが入って、おまえらその値段わかっているくせに何で言わないんだ。かなり突っ込まれて、まあ今検討事項だからまだ答えられないのでしょうけれども。我々兼業で漁業と遊漁兼業で飯を食っていますけどもそのことによって生業一つ潰すことになる。ちなみにだけどそれをもし搭載するのであれば１００万。単純にね。今遊漁で経費抜いて実質売り上げ儲け１００万何か稼げません。よっぽどお客さんがいなかったら経費倒れで自分たち仕事やめるわって言うことになってしまう。そういう話もかなり突っ込みにでていました。何にしてももう少しこういう会議があった現場の意見をだしているのだから、上に伝えるなら伝えてもうちょっと柔軟性をもってもらいたい気持ちが強いですけどね。この流れの中で、さっきも言ったようにサクラマスの事務局は今、小樽の組合の中でやってもらっていますよね。何年か前までは収支が出ていた。その前の年のサクラマスライセンス協議会の経費と章旗金とかいう風に全てもろもろいれた経費出ていた。鮭鱒孵化事業の方に、もう何年も前のことだが実質行って

	いるのが６万とかそんな金額。違ったかな。１０万円は超えていなかったと思う。
岩田課長	ここ１、２年は２００万越え出しています。
佐藤委員	本当？そしたらどうしてそんなに少なかったのか。その頃は、俺の勘違い？
岩田課長	今はそのくらい出ていますね。
角野委員	私、幹事というか監査やっているので。絶対額は今なんともいえないのですが、今課長おっしゃったように数万円という額ではなかったという気がしますね。ただ年度の締めの関係で拠出するタイミングが決算処理としては未払い処理かなんかで、処理していたようなことを記憶していますけど。１ヶ月、２ヶ月前監査を確か、寿都か瀬棚かあちらのほうの方と私が見させていただいていているんですけど。そんな数万円とかではなかったな。
佐藤委員	じゃあ私の勘違いですかね。
角野委員	かなり前は結構一回落ちていたと思うんですよ。
佐藤委員	その時の記憶が強いんですかね。
角野委員	最近はちょっといろんなことを改善したり事務局のコストを見直したりとか、登録の数もちょっと増えてきたこともあって、ここのところは結構まあまあな金額になってというのが記憶にありますね。
佐藤委員	この兼業者の漁協別内訳は急遽作ってもらったリストですけれども、これもだからサクラマスのライセンス先細り兼業者だよ。漁業者と。これは先細りになるので、この中であえて言えば古平から北の方は、魚がほとんど釣れないから。古平から南の方に関しては兼業を持っている人間を全船。せめてライセンスを取らせたらという話をちらっと前にもしたことがある。もう今日あたりは石狩と積丹しか来ていませんけれども、もう何年もまえだけれども泊だとか向こうの方、岩宇の方からも来ている組合の人たちもいましたので、あえてちょっとその鮭鱒に絡むような組合長さんの来ていた時期もあったんですけども。じゃああなたの兼業者は全員とっているのですか。という突っ込みを過去に入れそうになったこともあるんですけれども。せめてその辺は、振興局が組合に指導すればはっきり言えばお上の言葉は素直に聞きますから。我々は。兼業者でしょ。沖に出れば他の魚狙っていても釣れるんだから。「取っていれば別に安心ですから、やってくださいよ」と。漁協単位でそれは兼業者に指導してくださいと言えばここに乗っかっている人は何人か増えるんですから、その増えた分は結局鮭鱒の方にも回わるんですからね。そういうことも考えて振興局なら振興局でそういう指導も必要ではないかと個人的に思うんですけどね。 そのほかにＰＢだとかその辺をいかにライセンスを取ってもらうかそのへんの知恵を絞ってもらってその結果がこの何年かでプレジャーが増えていると言うような部分ではないかなと思うんですけどね。 指導というか周知の仕方ですよね。多分。
角野委員	ただ、今３月１２日ですから私どものマリーナでも結構登録しているかたいらっし

	ゃってそんなにまだ出れていないのですが、今のところ釣れたと言う話は聞いてない。
佐藤委員	今年は特に大不漁みたいですね。
角野委員	やっぱりよくないですか。しばらくやめようかな。
佐藤委員	海の中にサクラマスいないのではないかくらいまで噂広がっていますけどね。 今日も何艘か出ていましたけど。そんな状況ですね。ここだから２，３年ぶりの大不漁になる可能性が高いですよね。
角野委員	そうすると逆に来年のライセンスが申請というのがまた落ちる可能性がありますよね。
佐藤委員	また、その釣れ具合によってその翌年に反動が来ますからね。採る採らないは。 いろいろ話しましたけれども少しでもライセンスを取ってもらってとってもらったらそれが、鮭鱒孵化事業になんぼかでも流れるんですからっていうことを言いたい。 我々としては申請してくださいって言ったら素直に申請するしかない。それ以外の人たちをちゃんと取り込んでいただきたい。 これに関しては以上です。
岩田課長	他にご意見ございますでしょうか。 なければ、 （３）「北海道海面利用協議会について」に入りたいと思います。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局 （西田）	資料番号は、資料３です。 クロマグロについては、日本をはじめ各国で漁獲してきた結果、資源が激減したことから、国際合意に基づき、親魚資源量を回復 させるため、厳しい資源管理措置に取り組むことになりました。 国は、クロマグロについて、国際的な資源管理措置に基づき、 漁業者に対し厳格な数量管理を実施しており、遊漁者も、漁業者の取組に準じ協力を求めてきましたが、資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行うこととし、 令和３年６月から①～④のような内容を広域漁業調整委員会指示による規制を導入しました。 資料の２ページ目です。広域漁業調整委員会指示の内容については、水産庁 HP で情報を入手することができ、月毎の採捕可能量や採捕実績、３ページ目の右側に水産庁のホームページの続きがありますが、採捕禁止情報や委員会指示違反の指導情報がわかるようになっています。

	クロマグロ遊漁の現状ですが、道では、国の依頼を受け、 適宜、遊漁船業者やマリーナ、大手釣り具店などに情報提供をしているところです。 大部分の遊漁者は、水産庁のホームページを確認し、最新の情報を得ながら、採捕禁止期間でないことを確認して釣りをしておりますが、規制を知らない　や　規制を守らない一部の遊漁者がおり、国や道に違反情報が寄せられているところです。 違反情報が寄せられた場合は、国と道で速やかに共有するとともに、国と道が連携して調査・指導も行っているところです。 ３ページ目です。違反者から聞き取りすると　だいたい 詳しく知らなかった。行政はもっと周知すべきと釈明します。 なお、遊漁船の場合は、利用客が委員会指示違反となりますが、遊漁船業者は、法で利用客に「周知させる義務」があるので、遊漁船業者は法令違反となる可能性があり、いろいろな機会を通じ遊漁船業者にはお知らせしているところです。 ４ページ目、今回、委員の皆様から意見をいただきたいことです。遊漁船業者は、道で登録状況を把握していることから、適宜、国からの情報を提供できるのですが、 プレジャーボートは水産庁で所有者を把握していないため、個別に周知する方法がなく、先ほど説明しましたが、「詳しく知らなかった。行政はもっと周知すべき」と釈明されてしまいます。 １つ目は、プレジャーボートに個別に周知する方法について意見をいただければと思います。 ２つ目は、遊漁で採捕したクロマグロを販売しているという事例もあります。これまで、遊漁船業者、プレジャーボートを保管するマリーナ、遊漁者が訪れる釣り具店を中心に周知してきましたが、周知したら効果的と考えられるところについて意見をいただければと思います。 説明は以上となります。ご意見をお願いします。
岩田課長	ただいまの説明に対してご意見ございますでしょうか。

多木委員	水産庁が所有者を把握していないということなんですが、他の行政機関になにかないのですか。
角野委員	ＪＣＩに尽きる。ＪＣＩも個人情報の関係もあるかと思いますので、ただきちんとある規定に基づいて案内が必要ということであれば多分協力はしてくれるのではないかと思いますけどね。ただ、保険にしても保険をかけている船もあればどうなのかという船も。検査のある船っていうことでいうとＪＣＩだと思います。ただ先ほど出ていたゴムボートとかであれば、無検査・無登録で利用している方が大半ですからそこの人たちへの周知というのはもうＪＣＩの人達も分からない。極端な話免許を持たなくても動かせますので、そういう意味でいえば現場でやるしかないなというところかもしれませんね。我々、毎回時期になる毎月こういう規制があるって言うのは全数お客様には連絡はするんですけれども、まあただそれが完全に効果を生んでいるかどうかっていうのは残念ながら絶対効果的ですっていう風にはいえない。ただ、規制があると一変一遍に動きが鈍くなっているっていうのは肌感覚ですけれども。狙っていくっていうことに関しては、今こういうことですからって。何年か前にもうだめですっていう時期ありましたよね。あの時期かなり効果的だったような気がします。
佐藤委員	まあ一番手っ取り早いのは釣具店で、何かビラって言う訳ではないですけれど大きな表示をした方が。船持っている人も持っていない人も釣具店はいくんですから。まずはね。
角野委員	道具が圧倒的に違いますからそこのところにもうかっちりと告知する。３０ｋｇ未満絶対だめですよっていうことだとか。ただ実際に３０ｋｇってこれが何キロなのって。通常釣りをしている感覚だと３０ｋｇなんて、初めての感じだともうそんな重さではなくてもっともっとおっきく感じますよね多分。
佐藤委員	多分初めてやる人なら３０ｋｇが５０ｋｇくらいには見える。感覚的には。
角野委員	１０ｋｇのブリとかああ言うのでも結構ですからね。
田中委員	うちらの方でも結構はねています。資源は確実に増えている。
佐藤委員	間違いなく増えている。 まあまあ余談になるのですが、我々一本釣り業者もこうやってトン数決められて、来ている魚に指を咥えて見ている状態でその割り当てを紐解けば魚が釣れないときの年の直近３年・５年を遡ってトン数決められているから。今、魚が来ている時のトン数ではない。それもいかがなものかというような話も全道の海面利用の時にも話していますし、何年も前からそれも。もうちょっと国と話してもらって毎年一年ずつトン数が増えるのであれば、振興局と道がちゃんとやってくれているんだということが見えてくるのだけれども、なんか数字がね、細かすぎて本当に増えているかどうか全然わからないくらいの数字なので。今言ったように我々一本釣りもやっているけれども兼業で遊漁もやっているけれどもこういう規制もあるからあえてまぐろの遊漁をうちら積丹地区は、余別の方は誰も乗せていません。お客さんがお客さんにいろんな話を

	してしまう。小さいマグロ持ってきたとかなんとかってなってしまうし、自分たち一本釣りもできなくなってしまうので。現状、今やっている人はいないはず。お客を乗せてマグロを釣らせるのは。私のエリアで、来岸漁港にＰＢで遊漁をやっている船頭さんたちいますのであの人たちはわかりません。やらせているみたいですけどね。ただそれでも丘に戻ってきたときに３０ｋｇ未満だとか３０ｋｇ以上だとか誰が確認するのだとかいうこともありますし。その辺はいろいろ問題があります。 　我々一本釣りで許可取っていても積丹の方はなにもとれなくて、さあでてじゃあとりに行ってみるか。という頃にはもう枠埋まっていますよ。古平・美国で釣れて枠が埋まっていますから採らないでくださいと言われる。岬を挟んで凪・時化あるからそろそろ行ってみるかだったらもう枠埋まっていますとか、そういう通知がちょこちょこくる。魚が増えていった話のなかで我々もそうやって規制をかけられたけどもやっぱり大臣許可の大きな巻き網だとかあの辺も過去も操業しただとか、回数減らしていますっていう話も聞いています。だからその成果が出てきているんだと思います。今、ここ何年かここまでずっと毎年、天売・焼尻あたりまでは回遊しているのですから。それが沖でも丘でもはねている姿が見えている。それが過去何年かのはねようかの数の話ではない。漁師みんな言っていますよ。また横に話しずれますけど大謀で商売やっている人たちも、トン数決められていますから、網に掛かったやつを海に放しますが、ずっと泳いでいる訳ではないので放流した時には動き止まってしまう。マグロ死にますよね。死んだもの海に帰してそれで、
岩田課長	次の資源に繋がるのかっていうことですよね。
佐藤委員	そう。毎回出ますよね。その辺もうちょっとなんとかならんのかという話は毎回会議の中ででる。全道の会議でも。鈴木知事にもうちょっと全国にアピールして欲しいから、トン数（配分量）を増やすように。
角野委員	これ世界との戦いですからね。なかなか日本だけの理屈が通らないのも、まあ事実なんでしょうね。
佐藤委員	でも世界も増えているはずだけどね。
角野委員	確かに僕も夏、積丹岬までいきましたけどこの規制が始まる前、まず見ることなんかほとんど無かった。行き帰りのところで結構はねているのを見ますもんね。そういうの見たら増えてるんでしょうね。きっとね。
佐藤委員	中には半端でないやつがはねていますからね。
岩田課長	なかなかこう現場サイドの感覚と、それに応じたTAC配分というのがされていなくてやっぱりマグロ自体が、さっき言われたように国際管理資源ということもあってなかなか日本だけの主張が通るかってなったらなかなか難しいところであるようですけれども。TAC自体は実際日本としては増えてはいるのですが、なにせその全国に漁業別に分けていくと薄まってしまって、増えたといっても０．何キロとか単位で漁業者一人あたりにしてみると、全然増えたうちに入らない。一本釣ったらもう終わりでは

	ないか。そういう声がいろんな会議の場でも出てきますし、道の方もどういった水産庁に対する要請についてはずっとやってきてはいる。それはずっとやっていかなければいけないだろうし枠自体を余さないような工夫・実際割り当てに対して１００％枠消化しているかと言われたらそういう実態ではないようなのでそれをこうなんとか枠の上限に近づけるような漁獲実績に繋げていこうということで海域間での融通だったり。
佐藤委員	その融通がうちの組合もやってもらっているんだけれども、最初もらった枠に達してしまったら、次、申請って訳ではないんでしょうけど、他の組合からの枠だとは思いますけれども、その枠が魚がいなくなる頃に来る。結果として。
岩田課長	配分を受けるタイミングというか漁期を逃してしまうことですね。そこら辺をなるべく漁期に近づけられるようなことをしないと、逆に枠を余してしまうようなそんなへんてこりんなことになってしまいかねない。そこは工夫して、余さないような取り組みを、やり方をしていかなければいけないのかな。実際、道庁でもそういう枠の管理というか配分の仕方も毎年見直ししていっているようなので、今年のＲ６も変わるんでしょ？
竹嶋係長	Ｒ６は配分の仕方が変わります。
佐藤委員	その配分された枠を、まあ例えば東しゃこたんに回してもらうのにどっから回してもらっているのかは私はしらない。突っ込んで聞いてはいない。それが小樽なのか、石狩なのかそれはわからない。その情報を素早くキャッチしてもらって振興局から出してもらうとか、さっきも言ったようにタイムロスがすごい大きい。あっという間にいなくなりますから。あの魚も。あれほどいたのに。と思ったらいつのまにか一匹も姿を見せないで行っちゃいますから。その辺方情報をいかに早く吸い上げていただいて回してきてくれたら漁師はありがたい。 売っているだとかどこかに流しているだとか我々はもうわからない。サクラマスの丘周りじゃないですけれども時期になったらマグロの丘周りやらなければいけないんじゃないですか。振興局は。結構３０ｋｇ未満ぼこぼこ見つかるかもしれない。
角野委員	３０ｋｇオーバーのマグロ入れるクーラーってなかなか大型ですから、その手に詰める船というと、内にも何隻か船ありますけど、でもじっさいに見つけるのが大変。釣れたって言わない。絶対言わない。分からない。
佐藤委員	遊漁船なら船から下りるときクーラー降ろすけど、ＰＢは船の中に道具積んだままトレーラーに積んでしまう。遊漁やっている船頭さんはお客さんからお金をもらわなければいけないけど。 １８０Ｌのクーラーで３０ｋｇあるかないかギリギリ、頭落として。３０ｋｇ以上になれば尻尾も落とさないと１８０Ｌのクーラー入らない。氷も入れると蓋しまらない。頭尻尾ついて尻尾少し出るくらいは３０ｋｇ未満。浜に行っていても使っている港違うし、見つけることはほぼほぼ不可能。

角野委員	かなりにうるさく言っている、言われるのをわかっているので本当に水面下に入っていってる。懲りずに目立つところにポスター貼っている、可能制のある人に言う。毎月案内を出す。分かる人はそうだよなと。狙って釣ってさあ行くぞとなってもそんな釣れるものでもない。そんな労力をかけるくらいなら好きなことを近場でやった方がと感じる人も多い。
皆上委員	先日、道の方を参加させていただいておりますがこの問題の一番大きなものは、従来の罰則規定から、２月から変わっている。罰則規定の中で懲役１年罰金５０万。その前に行政指導ではないが、裏付け命令という形で注意喚起というものがあるがいきなり罰則までいくこともある。捕まる方は確信反の人がい多いと思うが、その辺の罰則規定が大きく変わるためその行政として事前にきちっと告知できないのか。道の方で出た意見は、告知する手段として免許のところとボートの検査のところしかない。免許については、更新講習必ず免許所有者は更新する。更新講習の際に案内する。検査は定期検査の際に案内する。マグロ釣りやる方は数十万の竿とリールでルアーをつけてやる。それなりの道具屋さんに行く。そこでの告知をきちっとやってください。と、日釣新のかたも言っていた・ポスターの作成が遅い。告知も。ＰＤＦレベルでもいいから関係業者に配布。チラシを配布。結局はそういうところしかないのではないか。今までみたいに、知らなかったとかでは済まされない状況にまでいく。
佐藤委員	釣具屋さんで場所とるけど置かせてください。さお、リールプラグ全てにおいて物が違う。値段も違う。
角野委員	マリーナになったら、販売業者は皆わかっている。お客さんとか保管オーナーには連絡している。あとはモラルの問題。広い業界の中で法令遵守、浸透させていかなければいけない。やり続けるしかない。 ゴムボートだとかあの辺でマグロはやられる方はいないと思いますので。
佐藤委員	います。
角野委員	あの辺が我々も困っている。免許がない、ネットで道具を買う。
佐藤委員	ＹｏｕＴｕｂｅで５０ｋｇ以上リリースとか書いていてもそんなにない。 ゴムボートでも釣っても凪たらいいですけど浮力があるから、多少戻ってこれるんでしょうけど。ＹｏｕＴｕｂｅにたくさんいる。本州でも。 確信犯はゴムボートに９．９つけている。 やる人のモラル。
角野委員	見せしめではないが、ある意味では必要かも。
岩田課長	この地区だけではなくて、北海道全域同じような取り組みで進めないと。特に後志管内だと地元の人と言うよりは管外から人が入ってくる。特に札幌圏だとか。普及啓発・周知を併せてやっていかないと。現場だけで普及周知啓発やっていても片手おち。ここは全道同じような普及・周活動、方法そろえて温度差ないような形でやっていきたい。

	他にご意見等ございますか。 なければ次の議題について、説明させていただきます。 事務局から説明お願いいたします。
事務局 （西田）	資料番号は、資料４－１です。 国は、令和５年６月に、安全管理の取り組みを強化するため、 遊漁船業を営む根拠である「遊漁船業の適性化に関する法律」を 改正し公布しました。 さらに、令和６年４月１日を施行日と決め、１月中旬から全国で遊漁船業者向け説明会を開催しているところで、 ２月には、国を招き道主催の説明会も開催したところです。 水産庁が作成したパンフレットで少し内容を紹介します。 ――――――――――――――――――――――――――――――― 資料番号は、資料４－２（別紙）です。２ページ目をご覧ください。 国は、近年の遊漁船業における死傷者数の増加を受け、遊漁船業の安全性の向上を図る必要があると判断、安全管理の強化を目的に令和５年６月に改正遊漁船業法を公布、令和６年４月に施行 することとしました。 大きく変わるのは２点。 １つ目は、利用者の安全性向上のため、遊漁船業者及び遊漁船業務主任者の新たな責務について、 ２つ目は、地域の水産業との調和を図るため、遊漁船業に関する協議会制度を創設することができるようになるということです。 では、１つ目の遊漁船業者の新たな責務についてです。 ３ページ目をご覧ください。 まず、新たな業務規程ということで、これまでも遊漁船業者には業務規程を作成して、道に届出をしてもらっていましたが、新たに利用者の安全管理に関する業務や、従事者への教育の実施に関する業務などの記載が必要となりました。 また、これまでは、遊漁船業者の登録後に営業を開始するまで 届出する扱いでしたが、今後は、登録・更新時の必要書類に変更となっています。

	なお、今回、新たな項目ができましたので、現在、遊漁船業の 登録を受けている全ての業者に、業務規程を再作成していただき、令和６年９月末までに提出することになっています。 ２つ目は、遊漁船業務主任者の管理や教育について、遊漁船業務主任者の役割は、利用者の安全確保の要ですので、衝突事故がないよう適切に見張りを実施することや、利用者に守ってもらうルールを教える、指示するといった従来の責務に加え、①出航前の検査等、②出航判断等への意見、③利用者に対する安全確保のための指導・助言、④瀬渡しの場合の巡回等、⑤乗務記録の作成が必要となります。 このほか、遊漁船業務主任者になるための実務研修の必要日数の延長（従来の１０日間から３０日間への延長）や実務研修を実施する者（これまでの規定なしから遊漁船業務主任者として１年以上の実務経験を有する者）の変更などです。 また、遊漁船業務主任者の欠格要件について厳しくなりました。 これまで、業務改善命令により遊漁船業務主任者を解任された場合、再度、遊漁船業務主任者になるまでは２年間でしたが、今後は５年間に延長されました。 ３つ目は、重大な事故が発生した際の都道府県への報告です。 これまでも業務規程で報告を求めていましたが、今後は法令で報告が義務付けとなりました。 ４つ目は、利用者の安全確保等に関する情報の公表です。今後は、利用者の安全確保や利益保護のために講じた措置などに関する 情報を、原則、自社が管理するインターネットにより公表することになっています。 ただし、常時使用する従業員が１人以下か自社ＨＰを持たない場合は、営業所への掲示で可能となります。これは、利用者がより安全性の高い事業者を選べるようにするための措置ということです。 ５つ目は、損害賠償措置についてです。これまでは、定員一人当たり３千万円以上でしたが、見直しにより定員一人当たり５千万円以上の保険に加入することが必要となりました。 ６つ目は、遊漁船業者登録票のインターネットで提示です。これまで、遊漁船、営

	業所で掲示していましたが、原則、インターネットで公表することになりました。こちらも、常時使用する従業員が１人以下か自社ＨＰを持たない場合は、従来どおりとなります。 ５ページ目に、先ほど説明した遊漁船業務主任者の新たな責務の内容、７ページ目に損害賠償措置の内容が記載されています。 ８ページ目は、安全確保等に問題のある遊漁船業者への措置についてです。先ほど、遊漁船業主任者への欠格事項が強化されたことについて説明しましたが、遊漁船業者も問題があると判断された場合は、①登録の有効期間の短縮、②登録・更新時の欠格期間の延長と拒否要件の追加、罰則の強化が変更となっています。 ９ページ目は、遊漁船業に関する協議会制度の創設です。これについて、本日、委員の皆様から意見をいただきたいと思っています。 では、資料は元の資料、資料４－１の２ページをご覧ください。 遊漁船業の協議会制度について、もう少し説明します。 現状、遊漁船業者と漁業者は、なかなか話し合いの場がないという地域も多いかと思います。 その結果、一例に書いているようなトラブルが残念ながら起きてしまいます。悪化すると施設管理者等に規制をかけてほしいなどといった動きにも繋がってしまいます。 しかし、遊漁船業者と漁業者は、双方とも同じ海面を利用しているので、本来、共通した危機意識を共有しなければならない関係でもあることから、国は、協議会制度というものを創設しました。 ３ページ目です。この協議会制度は、今回の改正法で創設されたのですが、こちらが、国のイメージです。 協議会の範囲は、海面利用協議会の規模 構成員は、遊漁船業者、漁業者、都道府県が基本 想定される協議事項は、記載のとおりのようなイメージで、これを一方的につくるから集まれということではなく、遊漁船業者、漁業者双方が協議したいという要請に

	応じて、協議会という場を設けられることにしましたというものです。 また、この協議会は、強制力や罰則はなく、参加者の合意に基づき地域の調和を図る場として活用してほしいとのことです。 この制度は、新たに創設されたものであり、その運用の方法について、今回、委員の皆様から意見を聞ければと思っています。 １つ目は、協議会の範囲についてです。道の考え方は、 ・漁業者または遊漁船業者から要望があった場合、必要に応じ、 年１回程度、振興局単位で協議会を開催することを想定。 ・協議会の構成員となる遊漁船業者は、営業所の登録振興局を基本とするが、営業海域の振興局協議会にも参加可能とする。 ・協議会の日程は、道ＨＰで周知するほか、営業所の登録振興局の遊漁船業者や漁協に郵送やメールで通知することを想定。 ２つ目は、構成員の参加についてです。協議事項は地域のことですが、遊漁船業者、漁業者ともに参加を強制できません。 先ほども説明したとおり、参加した構成員の合意に基づくものなので、協議事項によって参加が見込まれなくなることも想定される制度ですが、それぞれの立場から多くの方に参加してもらうには、どのような条件やメリットがあれば良いか、奇抜なアイディアでも構いませんので、ざっくばらんに意見をお願いします。 ３つ目は、協議会への要望受付、協議結果の周知についてです。いただいた協議事項について、全て協議会を開催して議論しなければならないということではないと思っています。 要望者から内容を良くお聞ききし、道で開催の判断をしていくことを想定しています。また、協議結果は道のホームページで公開することを想定しています。 ４つ目は、協議会制度の活用方法についてです。 この協議会には、強制力や罰則はなく、構成員は協議が整った事項を尊重する制度です。想定される問題点として、強制力や罰則がないことから、実効性が乏しいことが想定されます。

	遊漁船業者と漁業者が共通して取り組むことができる事項があれば活用が見込まれると思います。 この協議会制度は、毎年、開催しなければならないものではありませんが、①から④について、ご意見をお願いします。
岩田課長	今この場で行っている海面利用協議会を活用していくという考えではなく、遊漁船業者、漁協、都道府県であらたに話し合いの場をもうけるという理解で。
西田	もう少し現場の方々の募るというような協議会をイメージしている。
角野委員	我々、どういう人が遊漁船登録をしているかわからない。今、ここに集まっているメンバーでいうと、佐藤委員も田中委員も皆上さんも何らかの団体。所属がある。 でも遊漁船については単独でやっているのか、組織があるのかが想像つかない。どういう範囲がいいのかメンバーはどういうのがいいのかと言われてもなかなか意見のだし用がない。これは私の意見ですが。趣旨は理解できる。且つ、振興局レベルでとなると何社あるのか。各漁協の代表者の皆さんに全員集まってもらうのが一番合理的ですねとなるのか。漁協の中でもまたいろいろ調整して遊漁船の多いエリアから出ていただくことなのかもしれませんけど。ある程度規模感のお話があった、この中でということならなんとなくわかる。漠然としていて、理想的なパターンというのが結びつかない。
西田	ある程度、後志総合振興局なら振興局の規模でどうですか言われたときにこう人たちならどうかとなんとなく。
佐藤委員	さらに細分化しないとまとまらない。それこそ町ごとに細分化しないと話がまとまらない。それか、たとえば、ボートで遊漁やっている人たちと隣で遊漁やっている兼業の人たちであればその一地区ですみますから。隣町までなると全然知らない人たちの顔ですから。
角野委員	言語が伝わらないといったら変ですが、ターゲットがどんどんエリアによって変わる。ちょっと離れると、小樽と積丹、船で１，２時間走れば地域も違ってくるし、 振興局単位でと言われるとすごく大きい話になってきてしまう。
佐藤委員	いい話ではあるけれど。これ自体の構想は。実際、去年の秋口、日司の支所で振興局水産課何人かとざっくばらんに話した。この協議会の話。開口一番、われわれ漁師側から水と油だもんうまくいくわけない。兼業者だから遊漁もやっているが、われわれにして見たらＰＢの方が港を利用している。もとを他取れば我々の飯の種がその人たちに持って行かれている。港を使われることによって、それはそれでいいのですが、気持ちとしてはおもしろくない。 単純に一言でいうと。それでいて稼いだお金は積丹町で落とすわけではない。弁当か

	たばこかジュースくらいは買うが、儲けたお金は自分の家に持って帰る。積丹町にこれと言った恩恵はない。港の使用料くらい。それも国費でしょ、ある意味。 相容れないものがあるお互い、小一時間くらい話した。兼業の人間が４人か５人いた。振興局は２人かな。そうだよねと振興局も言っていた。 言っていることはわかるが、いいことだが、相容れない。
岩田課長	遊漁船業者の連合会ではないけど、団体だとかそういった組織が管内規模で存在するのであればそこの代表者ということで集まることはできるんでしょうけど。そういう団体もないですし。
佐藤委員	同じ港使っているメンバーは顔と名前はわかっている。しかし、本当の氏、素性がわからない。お互い。本当に何をやっているのかわからない人もいるのではないか。夏の間は一緒にお客さん乗せて船乗っているが、冬の間はなにをして飯食っているのかと思ってします。ボートをずっと雪かぶって積丹においていて、ぼちぼち動き出すから顔出し始めるんでしょうけど半年間何やって食っているんだろう。思ってしまう。
角野委員	かなりそういう数は多いのですか。
佐藤委員	毎年増えてます。
角野委員	マグロがここ盛んになってきてから増えてきていますよね。
皆上委員	簡単に考えてやる方多いじゃないですか。
佐藤委員	許可は簡単におりますからね。
皆上委員	普通の我々売っているようなボートで、「え、これでやるの」という人もいますしね。
佐藤委員	我々のでかい５トン未満で定員８人くらいですよね。 たかだかこのテーブル２つ分ないような船で定員１０人とか１２人定員撮っているんですよ、それが通っているのがおかしい。せめて救命胴衣を船に積んでいるかという姿もみられないし。２月の国交省がきたときの話、救命いかだの話があった時に今のボートでは積めないから廃業かな。ボートを変えるしかない。たまたま地元の地区でボートやっているやつがいたので、おまえのところ積めないべといったら。積めませんといっていた。俺の船でもかなりきつい。
角野委員	積むのと費用と定期的な検査、保険もそこそこの金額ですよね。本当に成り立つのか。この形に添って事業を続けていけるのか。
佐藤委員	その話の流れのなかで水面下に潜って闇遊漁をやっているボートがすごい、道の会議でも増毛方面のひとかな。振興局・海保にそれぞれ連絡しても来やしない。密漁も情報流したって来やしない。かなり突っ込みを入れられていましたけど。そっち方面の参加者から。返答にかなり困っていました。国交省が。 これもそうだが法改正の方がＫＡＺＵＩの事故からのものが一番大きくて、全てのものに対して一緒くたにするなよと。そこから切り口やられていましたから。それに

	対して何も。小型船舶も槍玉になっていた。検査機構もみそくそに一緒くたにするなよという話してた。
角野委員	協議会例えばどこかで先行して実はこういった格好でスタートできそうです。とかしましたとか事例みたいなのはあるんですか。
岩田課長	先行してやっている事例はないんですよ。４月１日からスタートしてどうやったらいいですかっていう投げかけですから。
佐藤委員	これを考えた人はすでに机上の空論。
角野委員	理想的なエリアで理想があってここは遊漁船業者が１０者。兼業が何人。組合員さんが何人いますとかそのエリアだったら、あそこはこんなことできるかな。とかイメージがあるのかなという感じ。
西田	どちらかというと、国からそういう協議会を設定できますよと。もうちょっと地元の人たちで話し合いの場を設ける制度を作りましたよ。ときたものに対して、北海道としてはそれを有効活用するためにはどうしたらいいのか、現場の方々のお話を聞きながら。イメージとしては遊漁と漁業者の漁港利用の話があったときとか。その地区で協議会を開くことによってその議題になっていることに対して漁業者側からと遊漁船側からと、漁協と道とかも入ってみんなで一回話し合いの場ができますよと。言うような。それが一つの活用方法なのかなという風には思う。希望的には地区単位でやるとか漁協単位でやるとか、一つの漁港単位でやるとか決まりとかはないので、そこら辺をどう有効活用していくのかっていうのを道でも困っているところで少しでも意見をいただけたらなという状況。
皆上委員	遊漁船業の定義が不明瞭。まずはその対象者から整理していかなければいけないのではないか。いろんな形態がある。なかなか難しい。
佐藤委員	それぞれの町村の水産課に降ろして話をした方がまだまとまるのかもしれない。
角野委員	かなり小さいところで一回そういう場を作る。そして広げていく。そうしないと難しいと思う。協議会を開きますとなった際にあの人にメンバーになってもらいますってなったときに結局言わなければいけない。ちょっと小さいレベルでというイメージをしていただけると、道か町かではなくはっきりわかるエリア。その地区と言うか。それがもしかしたら町単位かもしれないし。
岩田課長	漁港も漁船以外に開放している港がある。そういった港は漁港ごとに話し合いの場、協議会設立していたり、あとは町村単位で全部開放している町であれば、町村単位でそういった話し合いの場を設けるとかそういうやり方していますので。それは振興局単位とかではなくてよりその現場に近いローカルルールだとかもちゃんとそういった話をできるような。港単位だったり市町村単位でやっているケースもあるようで、逆にこういった沖のルールっていうのも、振興局単位のルールっていうよりかは前浜の独自ルールがあると思う。
角野委員	ここで想定される事項とかでいくと、かなり限定したエリアでじゃないと共通した

	ものにはならない。
佐藤委員	個人的な意見だが、兼業者は文句言いたいことは山ほどある。沖出てても丘でも。ただ面と向かって文句言ったら喧嘩になるし。後で船覚えられているから後で何されるかわからない。四六時中船を見張っている訳にもいかないし。そういうのがあるので。ましてやそういう話し合いの場で面と向かってそういうような話をするのは、あのやろう何喋っているんだというような感じになってしまう。本音を言うと。
田中委員	港湾での釣りをする方の死亡事故が２年連続である。保安庁来るまでに手を休めて救助とかしていると、その話から必ず他の釣りの人たちのマナー、コロナ禍でゴミ増えたとかありましたけど、絶対そっちの話しに脱線していって、それが一緒くたになっていくような、うちらの地区ではよく話になります。
佐藤委員	港を解放している遊漁船の人たちとただのＰＢの人たち、のせめぎ合いもありますからねお互いのそこは、いつまでたっても船が岸壁につけられない。ＰＢに何をやっているのかと聞くと「客待ちしてるんだ」と言ってそこ動かない。そこを動いてもらわないと船岸壁に係船できないとか。仲のいい遊漁船業者の方は文句をたれている。中にはちゃんと砂浜に引っ張ってアンカー打って船が動かないようにして、まだ出港時間前だからと。２便出るような船頭さんは気を遣って出る人もいるけれども頑として動かない人も中にはいる。本当の昔から使っている遊漁船業者の人たちは腹立っている。その動かないやつはここ２、３年。ここ来て商売をやっている夏の間だけ。だからどういう輩が来ているかわからない。昔から生まれも育ちもわかっている人間だったら面と向かって好きなこと言い合えるが、今の時代それやれないし、やったら何されるかわからない怖さがある。 テレビで流れるような事件が起こるかもしれないし。ことによっては。
田中委員	そういう舞台に上がるのであれば話し合いの機会作るのでお互いやっぱり相手の情報は必要ですよね。
角野委員	氏、素性まではともかくとして、どこに住んでいるとか常日頃コミュニケーションとれる環境じゃないとなかなかできないですよね。
佐藤委員	何人かは世間話したり釣りの情報とか交換する船頭さんいますけども、皆がみなそうなのかというとそうではないですからね。 やっぱり最初の方に来た人の方が人と人を繋ぐという意味でも仲良くなりたいがためにもその辺は柔らかく物腰柔らかく我々に接してきていますから多少なりとも氏、素性はわかっていますけどそれ以上はわからないけれども。後からどんどん来る人たちはちょっと態度悪い。自分本位で動いている感じ。そういう人たちが来ても先にやっている人は仲悪くはなりたくないから、まあまあというような感じでやっている。そういう人たちをとりまとめるとなるとかなり難しいと思う。もしやったとしてもそういう協議会には私参加しませんから。 クロマグロの規制より難しいのでは。

岩田課長	ある程度これは道の方でひな形ではないですけどこういう形で考えていますよという話を示してもらわないと何もない中でご意見くださいと言って、何に対しての意見よって話になるので。
角野委員	例えば、出港の可否判断とかの統一基準とか書いてありますけど、これこそみんな個人の感覚で。統一なので。そもそも統一するっていう感覚が、まじめにこういうことを感あげているとしたらかなり下準備をして、データを含めてですけど本当に難しい。救助に参加してもらいたい。そういう時に連絡手段どうするんですか。いちいち携帯でやるんですか。ということもあるでしょうし、こういうのを見ていると協議事項としてはわかるけど、これはどういう風な議論になって、どういう風な落としどころ担っていくんだろうと。結構深い議論が必要なのかなと。
佐藤委員	国が考えているように簡単にはいきません。この話に関しては。
岩田課長	他にご意見等ございますか。 なければ次の議題について、説明させていただきます。 事務局から説明お願いいたします。
事務局 （西田）	資料番号は、資料５です。 国は、アワビ、ナマコ、シラスウナギは特定水産動植物に指定し、令和２年１２月１日から採捕禁止としていましたが、シラスウナギは３年間猶予期間が設けられていました。 この猶予期間が経過したため、令和５年１２月１日からシラスウナギが適用となっています。 道内では、漁業が成り立つほどの資源は確認されていませんが、河口域で生息が確認されております。 シラスウナギだけ、適用時期が異なっているため、今回、改めて、遊漁者、漁業者が違法な採捕、間違って採捕しないよう周知を行っております。 説明は以上となります。
岩田課長	ただいまの説明に対してご意見ございますでしょうか。
角野委員	一般の皆様へとなっていて、令和２年から禁止されましたとなっているがずっととれないではないか。これは誤解するような気がする。シラスウナギもだめですよという風に絞った方が、今まで採ってよかったのかと誤解されかねない。
岩田課長	シラスウナギのことを一般の人に知らしめるのは、それだけで分けてやった方がい

	いのではないかということですね。
角野委員	採れませんよね。従来も。
岩田課長	そうですね。
岩田課長	他にご意見ありますでしょうか。 なければ今回の議題全体をとおしてご意見等ございましたら。 無いようですので、私の方から最後、今回ご意見いただいた案件につきましては、サクラマスの資源対策で禁止期間の見直しをだったり、親魚対策の関係、これは宿題を受けたことで受け止めていますので、次回の開催の時にはなんらかの検討状況だったり、そういったところをお話できればいいかなと思います。あと、改正遊適法の関係も協議会のお話しましたけれどもこれについても本庁の方に報告しまして、ある程度自分たちが考えるひながたといいますか、協議会としてこういうことを協議事項だとか、フレームもこういう形でやってほしいというのをある程度詰めた段階でご意見いただけるような形にしたいないうことを本庁の方にも伝えていきたい。という風に思います。 これを持ちまして、第１２期第２回石狩・後志地区海面利用協議会を閉会いたします。